

(株)日本確認検査センター

遠隔地割増手数料規程【課税】

令和7年4月1日改定

(第1条)

この規程は、現場検査に係る遠隔地割増手数料について必要な事項を定める。

(第2条)

前条の現場検査に遠隔地割増手数料が掛かる地域及び金額は(表-1)の通りとする。

「現場検査に遠隔地割増料金がかかる地域及び金額」

(表-1) 単位：円

| 府 県 | 大 阪 府 | 兵 庫 県 | 京 都 府 | 奈 良 県 | 滋 賀 県 | 和 歌 山 県 |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------|--|--|-------|---------|
| 割増金額 | 能勢町 豊能町 岬町 阪南市 河南町 | 神戸市北区 神戸市西区 明石市 三田市 猪名川町 | 京都市右京区 京都市左京区 京都市北区 京都市西京区 京都市山科区 向日市 宇治市 城陽市 京田辺市 木津川市 | 大和郡山市 天理市 桜井市 橿原市 香芝市 大和高田市 葛城市 平群町 斑鳩町 河合町 | | 和歌山市 |
| 9,900 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|-------|---|-----------------------------|--|--------------------------|--|
| | | | 久御山町 長岡京市 大山崎町 八幡市 | 三郷町 安堵町 三宅町 上牧町 広陵町 生駒市 王寺町 川西町 田原本町 | | |
| 13,200 | 千早赤阪村 | 加古川市 三木市 小野市 播磨町 | 亀岡市 精華町 井手町 | 奈良市月ヶ瀬 奈良市都祁 御所市 宇陀市 明日香村 | 大津市 草津市 守山市 栗東市 | 岩出市 紀の川市 橋本市 かつらぎ町 九度山町 |
| 17,600 | | 姫路市 加東市 高砂市 稲美町 西脇市 | 宇治田原町 | 大淀町 五條市 吉野町 下市町 高取町 山添村 | 野洲市 湖南市 近江八幡市 | 海南市 |
| 22,000 | | 福崎町 加西市 丹波市 丹波篠山市 相生市 赤穂市 市川町 | 京丹波町 南丹市 | | 甲賀市 竜王町 東近江市 | 有田市 有田川町 湯浅町 広川町 紀美野町 高野町 |

| | | | | | | |
|--------|--|---|---------------------------|--------------------|---|---|
| | | 淡路市 | | | | |
| 27,500 | | 上郡町 朝来市 佐用町 たつの市 多可町 太子町 養父市 宍粟市 市川町 神河町 洲本市 南あわじ市 | 福知山市 綾部市 与謝野町 | 東吉野村 曾爾村 御杖村 | 長浜市 米原市 彦根市 日野町 愛荘町 多賀町 甲良町 豊郷町 高島市 | 由良町 日高町 日高川町 美浜町 御坊市 印南町 |
| 38,500 | | 豊岡市 香美町 | 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町 | | | みなべ町 上富田町 白浜町 田辺市 すさみ町 |
| 44,000 | | 新温泉町 | 和束町 笠置町 | 野迫川村 天川村 | | 田辺市 新宮市 |

| | | | | | | |
|--|--|--|------|-----------------------------|--|------------------------------------|
| | | | 南山城村 | 川上村 上北山村 下北山村 十津川村 | | 那智勝浦町 串本町 古座川町 太地町 北山村 |
|--|--|--|------|-----------------------------|--|------------------------------------|

(特記事項)

1. 同一場所の建築物と昇降機又は工作物の確認申請が同時に行われた場合であっても検査日が異なる場合等はそれぞれの検査手数料に遠隔地割増手数料を加算する。
2. 建築物省エネ適合性判定対象物件で当社が複数名で検査を行う必要があると判断した場合の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【課税】」に定める額の150%とする。
3. 現場検査のために検査員等がセンターの定める遠隔地域に出張する場合で、検査の日程及び検査に要する時間等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算する。
4. 一箇所です複数物件を同時に検査する場合の遠隔地割増料金は、一物件につき「遠隔地割増手数料規程【課税】」に定める額の50%とする。(昇降機・工作物を除く。)
5. 一箇所です複数の昇降機・工作物を同時に検査する場合の遠隔地割増料金は検査員の人数、検査時間等を考慮し別途協議し定めることができる。
6. 検査対象面積が3000㎡を超える物件の場合で当社が複数名で検査を行う必要があると判断した場合の遠隔地割増料金は、「遠隔地割増手数料規程【課税】」に定める額の150%の金額とする。
7. 手数料を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。
8. 公共交通機関(鉄道、バス)の駅等から検査現場が離れている場合等、追加料金が必要であると当社が判断した場合については別途協議することができる。
9. 本規程に定めのない遠隔地の遠隔地割増料金は本規程に既に定めのある地域との距離等を考慮し定めることができる。

(付則)

平成30年10月26日制定、令和2年5月1日改定、令和3年4月1日改定、令和5年10月1日改定、令和7年4月1日改定